

PBAのロゴ、アニマルロゴやパターンは、PBAの商標権です。

「商標権の基本的考え」

商標権は、商品やサービスの名称やロゴマークを他社や他人のものと区別するために使用する知的財産権です。無断で他人の商標を使用する行為は**商標侵害**とみなされ、厳しい罰則が規定されています。

以下は商標侵害に関する詳細です

1, 罰則

○商標法第78条によれば、商標権を「侵害した」場合、**10年以下の懲役または1,000万円以下の罰金**が科されます。

○商標権を「侵害したとみなされる行為をした」場合、**5年以下の懲役または500万円以下の罰金**が課されます。

2, 商標侵害の具体的な行為

○商標を無断で使用する行為:

- ・自社が販売する商品名に、他社の登録商標である名称を使用する。
- ・他社が登録しているロゴマークを、自社の商品に表示する。

○類似する商標を使用する行為

- ・商標の一部を改変して使用する。
- ・ひらがな表記をカタカナやアルファベットに置き換える。
- ・ロゴマークの配色のみを変える。

3, 影響

- ・商標権者からの損害賠償請求を受ける可能性があります。
- ・商品回収や謝罪を迫られることがあります。
- ・ブランディングや営業に悪影響を与える可能性があります。